

平成24年度 第1回 学校給食北部センター献立委員会 会議次第

日 時 平成24年6月1日（金）

午後3時30分

場 所 北部センター2階会議室

1. 開 会

2. 自己紹介

3. 会長、副会長の選任

4. 会長あいさつ

5. 協 議 事 項

1) 平成24年度の献立計画について

2) 納食全般について

3) その他

6. 閉 会

平成24年度

学校給食北部センター献立委員会名簿

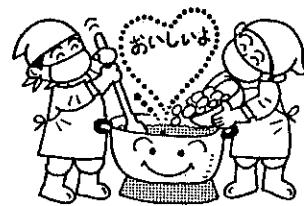
役職名	氏名	電話	備考
小学校教頭代表	大工原 益美		平根小学校
中学校教頭代表	友野 増夫		浅間中学校
岩村田小学校	市村 信子		給食主任
平根小学校	柳澤 浩美		"
中佐都小学校	岩下 五月		"
高瀬小学校	臼田 豊美		"
東 小学校	戸塚 光子		"
浅間中学校	大熊 哲子		"
東 中学校	塩澤 さおり		"
小学校PTA代表	關 亜紀		中佐都小学校副会長
中学校PTA代表	梶田 さな恵		東中学校副会長
事務局 学校給食課長 企画幹 事業係長 栄養士 栄養士 栄養士 調理主任 調理副主任	丸山 陽造 渡辺 和男 高橋 浩一 黒澤 真弓 原 砂織 木内 素子 佐藤 英貴 工藤 由美子		

献立委員会委員の年度別内訳

学校給食北部センター

年 度	小学校代表	中学校代表	小学校PTA代表	中学校PTA代表
平成10年度	東	浅間	高瀬	東
平成11年度	岩村田	東	東	浅間
平成12年度	高瀬	浅間	平根	東
平成13年度	中佐都	東	岩村田	浅間
平成14年度	平根	浅間	中佐都	東
平成15年度	東	東	高瀬	浅間
平成16年度	岩村田	浅間	東	東
平成17年度	高瀬	東	平根	浅間
平成18年度	中佐都	浅間	岩村田	東
平成19年度	平根	東	中佐都	浅間
平成20年度	東	浅間	高瀬	東
平成21年度	岩村田	東	東	浅間
平成22年度	高瀬	浅間	平根	東
平成23年度	中佐都	東	岩村田	浅間
平成24年度	平根	浅間	中佐都	東

～ 献立作成にあたって ～



学校給食のねらい

法律が改正され目標が4つから7つに増えました。

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食の栄養価

文部科学省より示されている栄養量の基準と食品構成にそって、1ヶ月平均して基準量を満たすように作成しています。

学校給食摂取基準量は、厚生労働省の「日本人の食事摂取基準」の考え方を踏まえ、改定されました。

区分	児童 (6~7才) の場合	児童 (8~9才) の場合	児童 (10~11才) の場合	生徒 (12~14才) の場合
エネルギー kcal	560	660	770	850
たんぱく質 g	16	20	25	28
脂 質	摂取エネルギー全体の25~30%			
カルシウム mg	300	350	400	420
鉄 mg	3	3	4	4
ビタミンA μ g	130	140	170	210
ビタミンB1 mg	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンB2 mg	0.4	0.5	0.5	0.6
ビタミンC mg	20	23	26	33
食物纖維 g	5.5	6.0	6.5	7.5
食塩相当量 g	2	2.5	3	3
マグネシウム mg	70	80	110	140
亜 鉛 mg	2	2	3	3

(平成20年10月23日付改定)

※小学校中学年を基準に低学年0.9、高学年1.1、中学校1.3倍を目安に量を調整し献立を作成しています。

～ 安全で心のこもったおいしい給食作り～

給食内容

○ 主食

- 米飯（モンドウル田村屋、塩川ベーカリー）月、水、金
佐久市産こしひかり（JA佐久浅間）
- パン（モンドウル田村屋、塩川ベーカリー）火、木
めん（木内麺業）木（6月中旬～9月中旬パン）

○ 牛乳 毎日つきます。長野県産 協同乳業（県の入札にて決定）

○ 副食

- 地元でとれた野菜やくだものを積極的に取り入れています。
- 郷土食（鯉、ふなの甘露煮、矢島の凍み豆腐、野沢菜漬など）や行事食（七夕、ひなまつり、土用の丑の日、クリスマス、冬至、節分、入学、卒業など）、伝統食（青ばつ、切干大根、凍み豆腐、鯉、ふななど）を取り入れています。
- 魚、大豆製品、海草、色の濃い野菜など子どもたちに嫌われがちな食品は工夫して食べやすいよう調理するようにしています。
- 家庭と同じく、多くの種類の食品にふれさせるよう工夫して取り入れています。
- 無添加、低無農薬、遺伝子組み替え食品などについて留意するようにしています。

調理作業

- 可能な限り、手作りや食材の手切りをこころがけています。
- 文部科学省「学校給食衛生管理基準」と厚生労働省基準に基づき管理運営しています。

学校、家庭との交流

- 連絡ノートの交換（毎日）
- 献立表、給食便りの配布（毎月・家庭配布）
- 献立カレンダーの配布（毎月・各クラス配布）
- 献立委員会、運営委員会（各年2～3回）
- 希望献立（各校年1回）
- 栄養士、調理員による学校訪問（各クラス）
- 給食連絡簿（かけはし）の交換（各クラス）
- 試食会（センター又は学校にて）
- センター見学（児童・生徒・PTA）
- 給食週間時の栄養士の話（依頼により）
- 食に関する授業（依頼により）
- 学校保健委員会、PTA研修等での食の話（依頼により）

※ 学校、家庭との連携を密にしていきたいと思っています。

平成24年度 献立年間計画

佐久市学校給食北部センター

月	月目標	献立作成のポイント	行事食等	食品	指導内容	その他
4月	給食のきまりやマナーを覚えて楽しい給食にしよう。	入学、進級を祝う献立。新入生が食べやすいよう調理の工夫。	入学・進級祝春を感じる献立	ちんげん菜・筍 キャベツ・菜の花 新玉ねぎ あまなつ	給食のきまりを知る。 正しい食事のあり方を身につける。	献立委員会
5月	バランスのよい食事をしよう。	成長期に必要なバランスのとれた献立。	子どもの日	アスパラ こかぶ・かつお 新じゃが	小、中学生に必要なバランスのとれた食事を理解する。	運営委員会 学校訪問
6月	骨や歯を丈夫にしよう。	カルシウム摂取を考慮した献立。 よく噛んで食べる献立。	虫歯予防デー かみかみ献立 希望献立	梅・メロン・びわ さくらんぼ	カルシウムの働きを知り、必要量を摂取できるよう努力する。	学校訪問
7月	暑さに負けない食事をしよう。	暑さに負けない食品をとりいれた献立。	七夕 土用丑の日 希望献立 暑さに負けない献立	トマト・なす きゅうり・オクラ うなぎ・プラム すいか	夏の体の特性を知り、暑さに負けない体を作るための食事を知る。	学校訪問
8月	規則正しい食事をしよう。	生活のリズムと食事を関連付ける献立。		かぼちゃ・なす ピーマン きゅうり・トマト	朝食の必要性 三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
9月	規則正しい食事をしよう。	運動量の多い月なので量と質の配慮をする。	十五夜 希望献立 防災の日 運動会応援献立	里芋・ごぼう かぼちゃ・冬瓜 梨・ブルーーン さんま・さば	三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
10月	好き嫌いしないで食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	希望献立 体育祭応援献立	じゃがいも サツマイモ きのこ・くり いわし・さんま サバ	偏食の害を知り、バランスのよい食事をとるように努力する。	学校訪問
11月	感謝して食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	希望献立	里芋・人参 きのこ たら・鮭 白菜・大根 柿・りんご	食べ物を大切にする気持ちを持つ。 作る人への感謝の気持ちを持つ。	学校訪問
12月	寒さに負けない食事をしよう。	寒さに負けない食品をとりいれた献立。	クリスマス 冬至 年越し 希望献立 あつたか献立	白菜・ねぎ チンゲン菜 ほうれん草・かぶ 水菜・ブロッコリー りんご・みかん 佐久鯉	冬の体の特性を知り、寒さに負けない体を作るために必要な食品を知る。	学校訪問
1月	郷土の食べ物を知ろう。	郷土に伝わる食材を使って献立や行事に関連した献立。	七草 鏡開き 給食記念日	せり・なづな 大根・小松菜 佐久鯉・白菜 ぽんかん・苺	郷土に伝わる食べ物や行事食を知る。 給食の歴史を知る。	学校訪問
2月	食事と健康の関係を理解しよう。	貧血など病気を予防するための栄養について考慮した献立。	節分 希望献立 かぜ予防献立	ほうれん草 白菜・三つ葉 いわし・豆 いよかん・苺	生涯の健康を配慮した望ましい食生活のあり方を理解する。	献立委員会 学校訪問
3月	食生活の反省をしよう。	卒業を祝う献立。	ひなまつり 卒業祝	お赤飯・春菊 さわら・三つ葉 でこぽん	望ましい食生活への関心がもてるようになつたか1年間のまとめをする。	運営委員会

平成24年度 希望献立の実施予定について

下記の通り、各学校からの希望献立を取り入れ、給食内容の充実につなげたいと思いますので、よろしくお願ひします。

各校、希望献立実施の月が近づきましたら、センターより用紙を送りますので希望案回収日までに返送してください。

月	学 校 名	希望案回収日（予定）
7月	高瀬小学校	5月10日（木）
9月	中佐都小学校	7月13日（金）
10月	平根小学校	7月20日（金）
11月	浅間中学校	9月14日（金）
12月	岩村田小学校	10月14日（金）
1月	東中学校	11月16日（金）
2月	東小学校	12月14日（金）

果物等、時期によってない品物がありますので、希望を取る際、ご留意ください。

釜、容器等の都合で、作れない組み合わせの献立があります。その際は、変更していくだけようお知らせしますので、ご協力を願いいたします。

給食費について

金額

小学校	日額	260円
中学校	日額	300円 食数請求となります。
牛乳	1本	48円 (牛乳停止時の返金額)
米穀	小学生	24円・中学生32円 (アレルギー対応食に伴う返金額)
パン	小学生	42円・中学生46円 (アレルギー対応食に伴う返金額)
ソフト麺	小学生	40円・中学生46円 (アレルギー対応食に伴う返金額)

センターへの納入

月初めに前月分の納入伺いがセンターから学校へ届きますので、毎月20日までにセンターの口座に振り込んで下さい。遅れる場合は連絡して下さい。

給食費の返金

センターからの返金はありません。
参考資料を出しますので学校で返金事務を行って下さい。

長期欠食者について

5日(実質)以上給食を食べない場合、欠食手続きが出来ます。
変更届に期間と理由を記入して、センターへ提出して下さい。
牛乳の変更に2日以上かかり、それに合わせての停止になりますので、急ぎの場合は、電話でお知らせください。

参考) 食数変更可能日

連絡日	月	火	水	木	金
変更可能	木から	金から	翌週月から	翌週火から	翌週水

※連休等の場合は変更できる日にちが変わることがあります。

学年、学級の欠食は月予定表をいただいた後ですと、センターでの業務に支障が多いので、翌月予定提出時には決めていただくようお願いいたします。

その他

主食の回収について

ごはん・パンの食べ残しは、センターで回収しています。
お手数をおかけしますが、ごはんは、他のおかずと一緒に食缶へ、パンは、配布したビニール袋へ返却してください。
ビニール袋が終わりましたら、お送りしますのでセンターへお知らせください。

給食人員変更届

北部学校給食センター長 殿

平成24年 4月10日

学校名 北部小学校
(担当者名 北部 一郎)

下記の通り変更になりますので、お届けします。

学年	組	変更月日	増減の別	施前員…施後員	理由
6 1	5月16日	のみ より	+ ○	35→34 (2)→(2)	転出
4 1	5月23日	のみ より	+ ○	28→0 (1)→(0)	社会科見学
職員室	5月23日	のみ より	+ ○	7→6 ()→()	付き添い、 牛乳止めの職員
	月	日	+	—	→ ()→()
	月	日	+	—	→ ()→()
	月	日	+	—	→ ()→()

* 増減には2日以上かかります。緊急の場合は電話連絡のうえ、後日この届を提出してください。

* (+ -) (のみ より)該当するものを○で囲んでください。

* クラスの変更の場合 () に内数で職員の数を記入してください。

(月 日)電話連絡済み。受付者

受付日	係	記帳
業連絡	パン業者受付	牛乳業者受付

◎クラスの停止の場合 () 内に内数で職員の数を記入してください。

◎理由の記入をお願いします。

転出入、入退院、長欠、学年欠食、学級欠食等

参考) 食数変更可能日	
連絡日	月
変更可能日	木から

※連休等の場合は変更できる日にちが変わることがあります。

平成24年度 諸帳簿の記入等に関わる確認とお願い

◎給食の年間予定について

年度末に提出いただいた給食の予定日は、できるだけ変更しないようお願いします。

嘱託職員の勤務日数に制限があるため、給食停止の学校がある日の食数に応じて、年度当初に勤務日と人数を調整しています。変更があると、指定休の予定を組み直す等の支障が生じるため、ご理解とご協力をお願いします。

- ・諸事情で変更が生じた場合は、速やかにお知らせください。
- ・給食日数が、集金している給食費の額を超えないようご確認の上、日数を調整してください。

◎給食時間の変更について

給食時間が早くなる日は、できるだけ予定表提出時に記入しておいてください。

基本的に小学校2釜、中学校2釜で複数の学校分と一緒に作っていますが、早い学校がある時は、通常の組み合わせと異なる組み合わせで釜を分け、配送順も違います。業者への注文、調味料の計量など釜毎に違いますので、急な連絡ですと困る場合が多いので、3日前までにはご連絡ください。特に、コンテナ車の配送は委託ですので、配送の方は、仕上がりの時間にならないとセンターに来ないことをご留意ください。

(参考)

車	通常配達		早い学校がある時(例)	
	1便	2便	1便	2便
A	岩村田小	浅間中	浅間中	岩村田小
B	岩村田小	東中	東中	岩村田小
C	平根小	東小	東小	平根小
D	中佐都小→高瀬小	なし	高瀬小→中佐都小	なし

※全部の学校が早い場合、給食が出来上がる時間に限界があるため、11:20より早く配達できない学校があるので、それより早い日課を組む場合は、センターにお問い合わせください。

全部の学校を盛り付け終わるのに、30分程度かかります。

◎送り状とファイルについて

係の先生がいらっしゃらない時は、連絡事項等だけを確認していただき、そのままお返しください。

(送り状等がそのままになっていましたら、翌日分と一緒にまたお送りします。)

◎学校訪問について

お忙しい中、お受け入れいただきありがとうございます。

- ・行事等で不都合が生じた場合は、日にちや訪問するクラスを変更していただいてよいので、ご連絡ください。

◎かけはしについて

今年度も一年に各クラス一回ずつ書いていただくようにしました。2~3日、余裕を見て早めに入れていますので、日にちを見て記入していただきますようお願いします。

その日に戻さなくてもよいので、無理のないようにお書きください。

佐久市学校給食センター給食会計のきまり (平成24年度)

(根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則)

1. このきまりは、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計について、必要な事項を定めることを目的とする。
2. 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
3. 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
 - (1) 小学生 260円
 - (2) 中学生 300円
 - (3) 職 員 小学校職員は小学生と同額とし、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
4. 給食費の徴収は、1食単価(日額)に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
5. 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
6. 学校は、給食実施予定を提出後、行事等のため、学級・学年・学校単位で給食を受けなくなったときは、1週間以上前に【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。
7. 学級・学年・学校単位以外の変更については、直ちに【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
8. 短縮日課に伴う変更については、直ちに【短縮日課変更届】により係長に報告するものとする。ただしこの場合は、配達業務の調整等が必要となることから、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
9. 学級・学年・学校単位以外の給食停止については、原則として連続して5日以上欠食の場合について返金するものとする。
10. 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する給食連絡日誌(人員表)で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
11. 給食費は、9.で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書(10日前後)により請求する。
学校は、指定日(20日前後)までに納付書により指定口座に振り込むこととする。(ただし3月分は当月納入とする。)
12. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
13. 今年度の牛乳返金額は、小中学生とも単価額48円(消費税込)とする。
米飯、小学生24円・中学生32円 パン、小学生42円・中学生46円 ソフトめん、小学生40円・中学生46円とする。(一食当たり単価消費税込)
※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

平成24年度 食物アレルギー対応について（学校用）

佐久市学校給食北部センター

1) 月々のやりとり

- ・毎月20日までに予定献立表を学校経由で家庭配布
↓
- ・毎月25日までに承諾書を学校経由でセンターへ提出（土日にかかる場合は前日までに）
↓
- ・毎月末日までに対応内容一覧を学校へ送付

（4月分は例外となります）

- ・3月15日頃に予定献立表を学校経由で家庭配布
↓
- ・3月20日までに承諾書を学校経由でセンターへ提出（教育委員会文書棚へ）
↓
- ・4月1日に対応内容一覧を学校へ送付

2) 日々のやりとり

- ・学校ごと、その日の対応食をまとめてアレルギー食缶へ詰め、コンテナの所定の位置に入れて配送します。
- ・アレルギー食缶の中には、配送表と個別のアルミパックにネームプレートをつけて入れておきますので、配送後は学校ごとの取り決めにしたがって管理してください。
- ・個別のアルミバッグの中に、対応食と連絡表を入れておきますので、必ず学級担任等の職員が確認し、サインして戻してください。連絡事項のある場合は連絡らんに記入してください。（サインのない場合は至急確認をとります）
- ・対応食がパンやデザートなどの業者配送品のみの日は、連絡表はクラスの食器かごへ入れます。
- ・対応食容器について

パン・・・パン屋より、ビニール袋に入れ区別しクラスのパン箱へ入れて配送
(例外でセンターから送る場合もあります)

ご飯・・・大容器

汁物・・・保温ジャー

主菜・・・小容器

和え物・・・小容器（保冷剤が入りますので、必ず戻してください）

果物・・・小容器 またはビニール袋

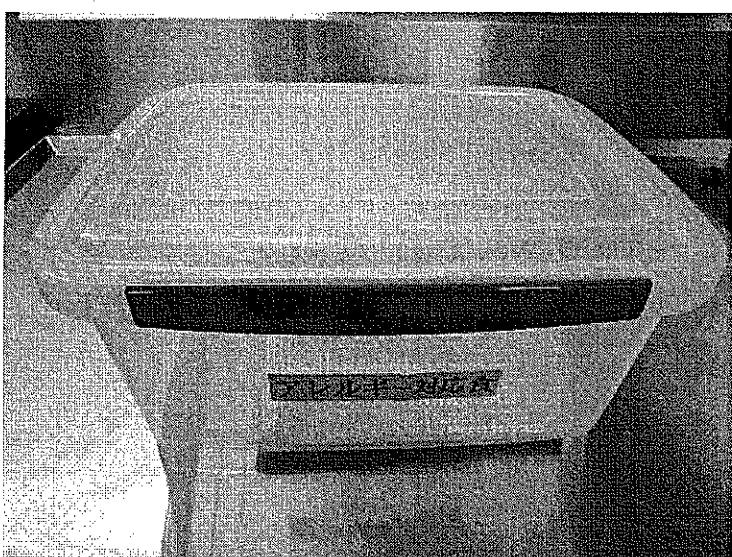
・対応食の食べ残しは、クラスの食缶ではなく対応食容器に入れたまま戻してください。その際、容器のフタはきちんとしめてください。

・欠席連絡が家庭から来た日はセンターからの対応食を止めます。パンは届くかと思いますが校内で処分してください。

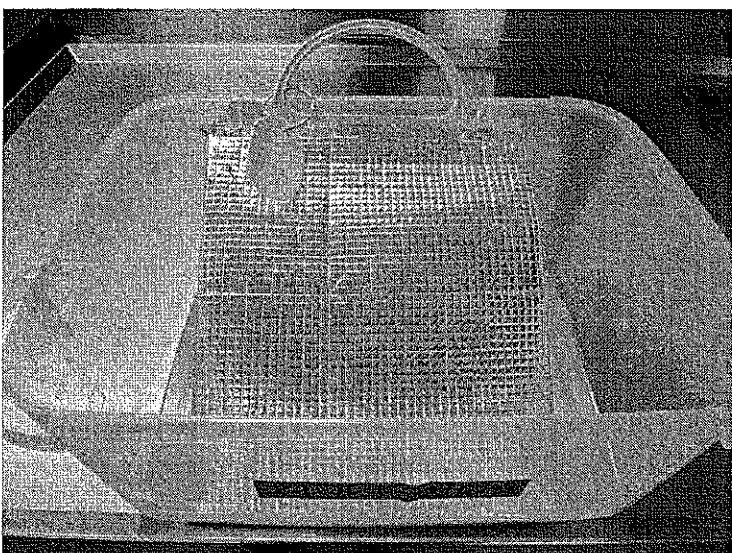
・数ものおかずは対応食がある場合はへらします。業者配送のデザートは代替食があっても減らしませんので、校内で予備にしてください。

3) その他

- ・一般食を一度盛り付けた食器を使用し、誤食した例があるので注意してください。



《アレルギー対応食食缶》



《食缶の中身》

- ・配送表
- ・対応食（個別アルミパックに
ネームプレート付）



《個別アルミパックの中身》

※対応食のあるもののみ、入ります。

左から

- ・大容器（ごはん）
- ・小容器（主菜）
- ・小容器+保冷剤（サラダ等）
- ・保温ジャー（汁物）
- ・連絡表

忘れずにサインお願いします

食物アレルギー対応食提供における緊急時の基本的な対応手順

佐久市教育委員会 学校給食課

1、児童生徒の健康状態の把握

○状況の確認

- ・アレルゲンを含む食品を口に入れた時 → 口から出し、口をすすぐ。
大量に摂取した時には、飲み込ませないように注意して吐かせる。
- ・皮膚に付着した時 → 洗い流す。
- ・眼症状が出現した時 → 洗眼後、抗アレルギー薬、ステロイド薬を点眼する。

※その場で安静に、仰向けに寝かせる。(血圧低下が疑われる場合は、足を高くする)

※保健室等に移動させる場合は、背負ったり、着座姿勢をとったりせず、担架等を利用する。

2、管理者及び他の職員等への連絡

○状況により校長・教頭に口頭で報告し、現場への急行を依頼する。

○他の職員等への連絡…隣接した教室の職員、養護教諭

○養護教諭等の応急手当

○アドレナリン自己注射薬(エピペン)を処方されている場合は、児童生徒自らが注射する。

※必要に応じて現場に居合わせた教職員が本人の代わりに注射する。

3、関係機関等への連絡

○救急車の要請

○状況に応じて学校医・主治医に連絡する

・意識喪失、ショック症状、けいれん、激痛等の状態が継続する場合や判断に迷う、又は判断できない場合等

※到着後は担当教諭等が同乗して事故発生時の状況、原因となるアレルゲン、自己注射薬等の使用の有無を説明する。(「食物アレルギー個人票」を携帯する)

4、保護者への連絡

○保護者には予断や憶測を交えず、事実を正確に伝える。

※病院へ運ぶ場合には、緊急の場合を除き、受診を希望する病院の有無を保護者に確かめる。

○状況に応じた対応

症状により下記の①～③を例に対応する

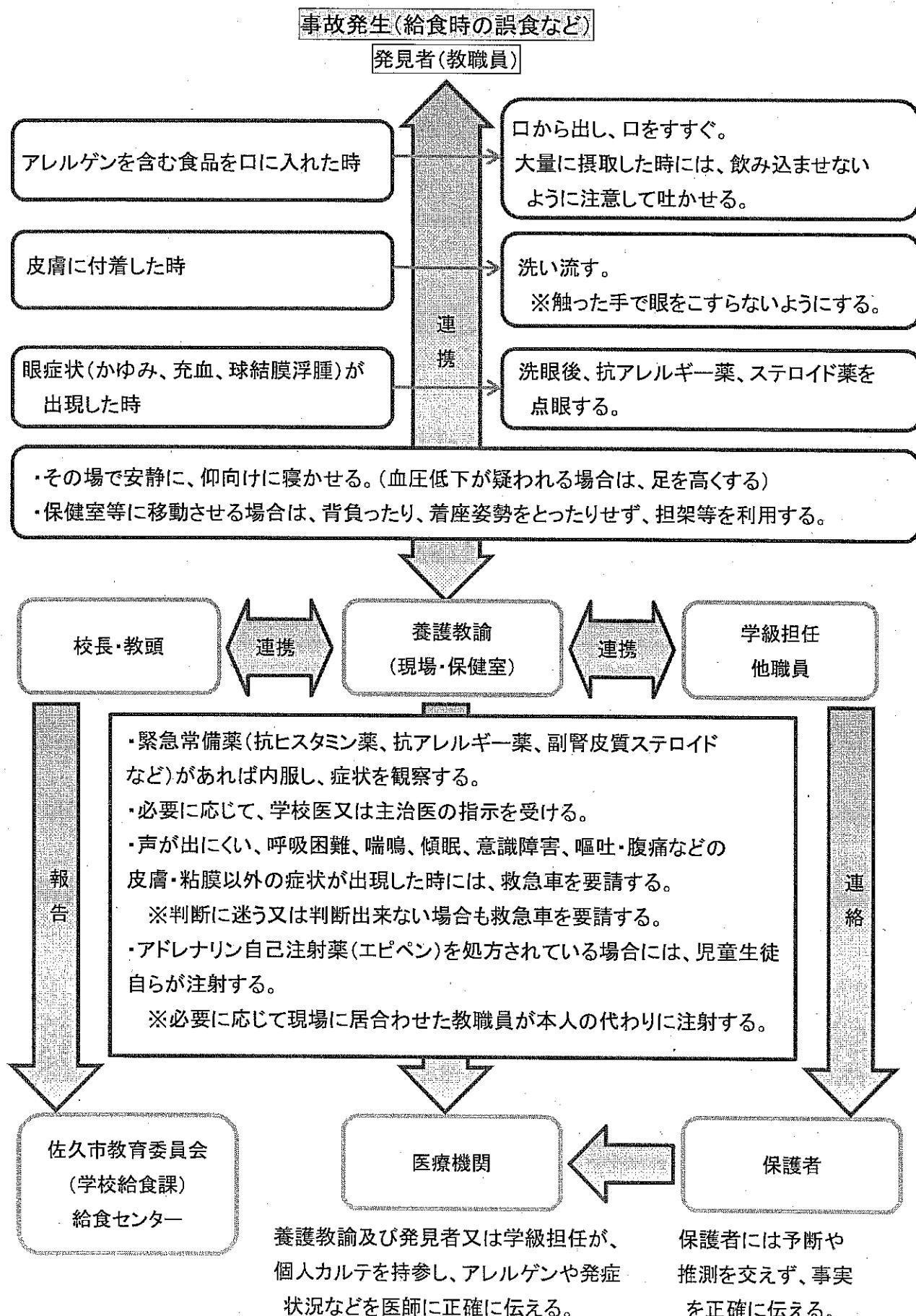
- ① 下校時に職員が同伴し、保護者に経緯等を説明する。
- ② 保護者に迎えにきてもらい、病院での診察を依頼する。
- ③ 学校から児童生徒をタクシー等で病院に運ぶとともに、保護者にも病院に直行してもらい、病院での状況を説明する。

5、結果の報告と対応の再確認

○校長・教頭への状況報告 → 教育委員会・給食センターへの報告

○教職員への周知及び緊急処置についての再確認

緊急時（アナフィラキシーショックを発症した場合）の対応例



○佐久市学校給食センター条例

平成17年4月1日条例第197号

改正

平成20年3月27日条例第24号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校及び中込小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食白田センター	佐久市田口6450番地	白田中学校、白田小学校、田口小学校、青沼小学校及び切原小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○佐久市学校給食センター条例施行規則

平成17年4月1日教育委員会規則第19号

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐又は係長
- (3) 主事又は技師
- (4) 主事補又は技師補
- (5) 書記又は技手

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主事、技師、主事補、技師補、書記及び技手は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなけ

ればならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

- (1) 給食を受ける小・中学校長
- (2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者
- (3) 学校医を代表する者 1人
- (4) 学校薬剤師を代表する者 1人
- (5) 譲見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関する事項
- (2) 給食の献立方針に関する事項
- (3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。
(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 超過勤務命令簿

- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊
(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。